

# 青森県信漁連の業務概要

## (令和 2 年度)

# 目 次

ご挨拶	1
経営方針	2
リスク管理体制	3
法令遵守の体制	4
金融ADR制度への対応	5
漁業者等の経営の改善のための取組の状況	5
地域の活性化のための取組の状況	6
トピックス	6
事業の内容	7～10
業績	11
貸借対照表	12
損益計算書	13
注記表	14～19
キャッシュ・フロー計算書	20
貯金	21
種類別・貯金者別貯金残高	21
科目別貯金平均残高	22
財形貯蓄残高	22
貸出金	22
種類別・使途別・貸出者別貸出金残高	22
科目別貸出金平均残高	23
貸出金担保別内訳	23
債務保証担保別内訳	24
業種別貸出金残高	24
主要な水産業関係資金の貸出金残高	25
有価証券	26
種類別有価証券平均残高	26
有価証券残存期間別残高	26
有価証券の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	27
保有有価証券の利回り	28
オフバランス取引の状況	28
先物取引の時価情報	29
オプション取引の時価情報	29
受託業務・為替業務等	30
受託貸付金の残高	30

内国為替の取扱実績	30
平残・利回り等	31
粗利益	31
資金運用勘定・調達勘定の平均残高等	31
受取・支払利息の増減額	32
経費の内訳	32
諸 指 標	33
最近5年間の主要な経営指標	33
自己資本の充実の状況	34～47
経営諸指標	48
リスク管理情報等	49
リスク管理債権残高及び同債権に対する保全額	49
金融再生法開示債権残高及び同債権に対する保全額	50
貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	51
貸出金償却の額	51
役員等の報酬体系	52～53
当連合会の組織	54
会員数	54
役員	54
職員	55
組織機構図	55
店舗一覧	56
自動機器の設置状況	56～57
協同会社	57
特定信用事業代理業の状況	57
沿革・歩み	58～61
手数料率一覧	62
内国為替の取扱手数料	62
その他の諸手数料	62
両替手数料	62

・本誌は、水産業協同組合法第92条第3項で準用する第58条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

・計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しております。

## ご挨拶

平素より、私ども JFマリンバンク青森信漁連をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

我が国の経済情勢は、令和元年12月に発生し、感染者数を急速に拡大させている新型コロナウィルスの影響により、外食産業を始めとするサービス業を中心に停滞しております。政府は「緊急事態宣言」の発出や「まん延防止等重点措置」の適用、ワクチンの大規模接種などあらゆる対策を講じておりますが、感染者数の抑制と経済活動の再開を両立することは至難の業であり、コロナ禍前の水準まで経済が回復するには、もうしばらく時間をするのではないかと考えております。

一方、令和2年度の本県の漁業状況につきましても、新型コロナウィルスによる悪影響が顕著に現れ、年々減少傾向にあるスルメイカを始めとする鮮魚類の水揚げ不振に加え、緊急事態宣言などによる外食産業の自粛要請は鮮魚類の価格を大幅に下落させる要因となり、漁業者はこれまでにない厳しい漁家経営を強いられております。

当連合会といたしましては、この様な環境下において「浜の金融機関」として既往貸付金の返済条件の変更を含めた融資の相談対応を積極的に行い、漁業者の皆様が安心して漁業経営や生活が出来るよう可能な限り支えていく所存でございます。

さて、当連合会の令和2年度の決算状況は、度重なる鮮魚類の不漁やマイナス金利の影響が続く中、各店舗（営業店・代理店）窓口における積極的な貯蓄・融資推進や経費削減等に努めしたことにより、年間計画を上回る実績となりました。これもひとえに皆様方のご支援とご協力の賜物と厚く御礼申し上げるとともに、今後もJFグループの一員として、地域に密着した漁業金融機能を提供し、皆様の漁業経営や生活を支える役割を安定的に果たし続けるためには、経営基盤並びに財務基盤をより強固にすることが必要であるとの考えから、令和3年3月31日をもって70年の歴史に一度幕を閉じ、令和3年4月1日より東日本ブロックの11県域の信用漁業協同組合連合会と合併（愛知県においては令和4年4月1日合併予定）し、「東日本信用漁業協同組合連合会」の一員として新たな船出をしており、皆様の御期待に沿うサービスを今後も提供し続けられるよう務めて参ります。

結に、今年も当連合会の業務内容、活動状況などについて皆様にご紹介するための小冊子「青森県信漁連の業務概要」を作成し、お手元にお届けすることになりました。本小冊子により、皆様の当連合会に対するご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

今後とも、より一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

# 経営方針

当連合会は、水産業協同組合法の立法趣旨のもとに会員（漁業協同組合等）が協同して信用事業を行い、所属員（漁業者等）の漁業生産の能率向上と事業の振興を図り、もって所属員の経済的、社会的地位を高めることを目的に設立された法人であります。

協同組合の基本理念であります「一人は万人のために、万人は一人のために」を合言葉として、傘下漁業協同組合の中核金融機関として、会員及び所属員の経済的・社会的地位の向上と水産業の振興、地域の活性化及び国民経済の健全な発展に資することを基本理念といたしております。

令和2年度の業務運営にあたりましては、以下の事項について系統各団体と連携をとりつつ、着実かつ迅速に取り組んで参りました。

1. 漁協系統信用事業の健全性確保に向けた取組み
  - ・資産の自己査定、償却・引当の厳格な実施
  - ・経営の透明性を確保するためのディスクロージャーの徹底
  - ・コンプライアンス（法令遵守等）により経営の健全性への取組み
2. リスク管理強化への継続的取組み
  - ・漁協の経営体質強化並びに統合店漁協のリスク軽減を図るためモニタリング点検結果を踏まえて、改善事項の整備指導等実施
3. JFマリンバンク基本方針の遵守
  - ・組合員等漁業者に対する地域特性に応じた漁業金融を適切に実施し、会員・組合員・利用者の信頼に応えるため、JFマリンバンク基本方針の遵守により、健全で効率的な事業運営を行います。
4. 漁業金融機能強化と「浜」との接点強化
  - ・漁業ポテンシャルに応じた段階的な漁業金融の機能拡充、領域拡大の実現に取り組みます。
5. 協力組織との連携強化
  - ・県漁協女性組織協議会を通じたJF女性部との連携による諸事業の推進に取り組みます。

なお、令和3年度の業務運営にあたりましては、東日本信用漁業協同組合連合会の経営方針に従い、これまで以上に皆様のお役に立てるよう努力して参ります。

# リスク管理体制

## [リスク管理基本方針]

会員の組合員・利用者の皆さんに安心してご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

### ① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当連合会は、理事会において個別の重要な案件又は大口案件については対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査室を設置し各店舗と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行ってています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

### ② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。市場リスクは、主に金利リスク、為替リスク、価格変動リスクの3つからなっています。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいい、為替リスクとは、外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当連合会では、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当連合会の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、余裕金運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び余裕金運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

### ③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又

は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当連合会では、資金繰りリスクについては、運用・調達について日次・月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### ④ オペレーション・リスク管理

オペレーション・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当連合会では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

#### ⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当連合会では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

#### ⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当連合会では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「システムリスク管理マニュアル」を策定しています。

## 法令遵守の体制

当連合会では当連合会の基本的使命と社会的責任を充分自覚の上、系統金融機関としての自己責任原則が強く求められる中、関係法令はもちろんのこと当連合会の定款、規約、諸規程等を遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な業務運営を遂行して参ります。

このため、当連合会ではコンプライアンス・マニュアルを制定し全職員が経営判断や日々の業務遂行をコンプライアンスに沿って適正に行うよう努めています。

### [法令等遵守に係る基本方針]

#### (漁協系統信用事業の使命)

1. 協同組合原則を基本理念とする漁協系統信用事業本来の役割を自覚して、健全な業務運営を行い、会員等利用者からの搖るぎない信頼の確立を図ります。

#### (質の高い金融サービスの提供)

2. 漁業生産ならびに会員等ご利用者の生活を支える、創意と工夫を活かした質の高い金融サービス

の提供を通じて地域経済・社会の発展に貢献します。

(法令やルールの厳格な遵守)

3. 水協法・定款を始めとするあらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な信漁連運営を遂行していきます。

(反社会的勢力との対決)

4. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

(会員等ご利用者・地域社会とのコミュニケーション)

5. 経営情報の積極的かつ公正な開示、あるいは漁業の特性を活かした信漁連らしい活動等を通じて、会員等ご利用者はもとより広く地域社会とのコミュニケーションを図っていきます。

## 金融ADR制度への対応

### 苦情処理措置の内容

当連合会においては、会員の組合員等の利用者の皆さまからのご相談・苦情等に対応するための業務運営体制・内部規則を整備し対応致します。

具体的には、

- ①利用者サポート等管理責任者の設置
- ②ご相談・苦情等総括責任者・担当者の設置

を行い、利用者の皆さまからのご相談・苦情等については、誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、必要に応じて関係部との連携を図り、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。

受け付けたご相談・苦情等については、苦情処理態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

### 紛争解決措置の内容

苦情などのお申し出については、当連合会が対応致しますが、納得のいく解決ができず、利用者が外部の紛争解決機関を活用して解決を図ることを希望される場合は、JFマリンバンク相談所を通じて弁護士会仲裁センターをご利用いただけます。（JFマリンバンク相談所は、東京、第一東京、第二東京の3弁護士会と提携しており、紛争解決措置としてこの3弁護士会をご紹介いたします）

なお、利用者の皆さまが直接弁護士会に紛争解決を申し立てるこども可能です。

## 漁業者等の経営改善のための取組状況

### ◎中小漁業者等の経営支援に関する取組方針

当連合会は、漁業を営む所属員の皆様の身近な金融機関として、県下会員漁協及び19店舗（営業店・代理店等）のネットワークを活かし、積極的かつきめ細かな経営相談を通じ、所属員の皆様の経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めます。

また、お客様からの新規融資や貸付条件の変更などの申込に対しては、金融円滑化の趣旨、並びに経営者保証に関するガイドラインを尊重した柔軟な対応に努めて参ります。

#### ◎中小漁業者等の経営支援に関する態勢整備の状況

お客さまからの経営相談や借入相談に適切に対応するため、漁業金融相談員を設置するとともに、営業店及び代理店に金融円滑化担当者を配置し、お客さまの経営改善等の経営支援に対応するよう努めています。

#### ◎中小漁業者等の経営支援に係る取組状況

経営相談、経営改善のサポートを必要とされる漁業者の皆様に対しては、経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、経営に関する助言や必要に応じて関係機関と連携する等の支援について真摯に取組んでおります。

また、水産業競争力強化緊急事業「浜の活力再生広域プラン（広域浜プラン）」での地域漁業者への融資対応により、漁村地域の活性化に取組んで参ります。

## 地域の活性化のための取組の状況

当連合会は、設立時の基本理念であります、漁業者の経済的・社会的地位の向上を図ることを常に念頭におき、社会的責任と公共的使命の重要性を認識しながら、「豊かで明るい漁村」づくりに貢献したいと考えております。

このため、当連合会の会員組織であります「青森県漁協女性組織協議会」と連携を図りながら、魚食に対する専門知識や技術に関する学習等を進め、魚食普及活動による食生活改善の推進、更には海浜清掃運動、天然石けん使用推進運動の啓蒙普及による「森と川と海をつなぐ環境保全運動」を推進し、豊かな地域づくりのために地域社会に貢献しております。

また、近年問題となっている鮮魚類の水揚不振に加え、新型コロナウイルスの影響による魚価の下落が顕著に現れていることから、金融相談機能を発揮し、円滑に漁家経営が出来るように融資や返済などの相談を行っております。

今後とも、金融事業を通じて漁業振興を図るとともに、いのちの母である「海」を守り、「海」を通じ地球環境保全問題に取組み、地域の自然保護、環境整備及び地域住民の生活文化向上に寄与したいと考えております。

## トピックス

- ◎ 令和2年11月～令和3年3月 「2020JFマリン懸賞付定期貯金」を発売
- ◎ 令和2年4月～令和2年9月 「ローン金利優遇キャンペーン」を展開
- ◎ 令和2年4月～令和2年12月 「住宅ローン金利優遇キャンペーン」を展開
- ◎ 令和2年9月30日付で野辺地代理店閉店（ATM店へ変更）
- ◎ 令和3年3月26日付で大畠代理店閉店（非現金取引型ATM店へ変更）

# 事業の内容

## 《事業のご案内》

当連合会は、貯金、貸出、為替など、いわゆる金融業務といわれる内容の信用事業を行っています。この信用事業は、組合員等漁業者に対する地域特性に応じた漁業金融を適切に実施し、組合員・利用者の信頼に応えるため、「信用事業安定運営責任体制（あんしん体制）」により、健全で効率的な事業運営を行っています。

### ●貯金業務

会員はもちろん地域住民のみなさまや事業主のみなさまから貯金をお預かりしています。

普通貯金をはじめスーパー定期貯金や定期積金などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。

また、JFグループ全体で貯金を守る「あんしん体制」と国の公的制度である「貯金保険制度」の二重のセーフティネットにより安全性の確保を図っております。

#### 貯金の種類

(令和3年3月31日現在)

種類	特徴	期間	預入金額
当座性貯金	当座貯金 自分の振出した手形・小切手の支払資金として預入れる貯金	定めなし	1円以上
	普通貯金 (決済用貯金) 金額の多少にかかわらずいつでも預入、払戻ができる貯金 (同上)	定めなし (同上)	1円以上 (同上)
	納税準備貯金 所得税・固定資産税等の税金納付を目的とした資金を準備するための貯金	納税時のみ 払戻可	1円以上
	貯蓄貯金 普通貯金と仕組みは似ていますが、公共料金等の自動支払は出来ない貯金	定めなし	1円以上
	通知貯金 まとまった資金を短期に運用することが便利な貯金	7日以上	5万円以上
	別段貯金 一時的な保管金など、通常の貯金として取扱うことが不適当な場合に便宜上預入れておく貯金	定めなし	1円以上
定期性貯金	期日指定定期貯金 個人のみの取扱となり、利息は1年ごとの複利計算、1年経過後は1か月前に満期日を指定できる	1年以上 最長3年	1円以上 300万円未満
	スーパー定期貯金 300万円未満、300万円以上の金額階層別利率を適用する	1か月以上 5年	1円以上
	大口定期貯金 1,000万円以上の資産運用に有利な利回りの定期貯金	1か月以上 5年	1,000万円以上
	積立定期貯金 毎回の積立金を個々の定期貯金として受入、その積立総額を一定期間据え置いた後満期日に支払う貯金	1年以上 5年	1円以上
	変動金利定期貯金 預入日から6か月ごとに金利を変更する定期貯金	1年以上3年	1円以上
	定期積金 毎月一定額を一定期間(契約期間)の間掛け込む貯金で定額型と目標型がある	6か月、1年、2年、3年、4年、5年	100円以上

### ●貸出業務

漁業・漁村の活性化と生活基盤整備を図り、地域経済の質的向上・発展に貢献するため、漁業者向けの設備資金・事業運転資金は勿論のこと、一般の方もご利用いただける住宅ローン、教育ローン、マイカーローン等の生活関連資金もご用意しております。なお、新型コロナウイルス対策関連資金として「マリンセーフティネット資金」の取扱いを開始しております。

# 《商品・サービスのご案内》

## ○会員及び会員の組合員向け融資

(令和3年3月31日現在)

	種類	資金使途	期間		保証機関	貸付限度額		
			漁業者	漁協等		漁業者	漁協等	
制度資金	漁業近代化資金	(1号資金) 漁船資金	総トン数20トン 未満の漁船	17年 木船6年 機器8年		・20トン以上漁船資金借受者 3億6千万円	12億円	
		(2号資金) 漁船漁具保管修理施設等		15年	20年	・養殖業法人 1億8千万円		
		(3号資金) 漁場改良造成用機具等		7年	10年	・20トン未満漁船資金借受者、生産組合、漁業法人、水産加工業者、養殖業個人 9千万円		
		(4号資金) 漁具等		4年 (大型定置網9年)		・その他の漁業者 1千8百万円		
		(5号資金) 水産動植物の種苗の購入又は育成		5年				
		(6号資金) 漁村環境設備施設		—	20年			
		(7号資金) 農林水産大臣特認		12年	15年			
一般資金	種類	資金使途	期間	保証機関	貸付限度			
	漁船、漁船設備資金等	漁船建造、中古船取得、漁船設備、機関換装等	15年以内 (使途により異なる)	全国漁業信用基金協会				
	沿岸漁業推進資金	系統購買事業取扱の資材購入等費用	5年以内		299万円以内			
	沿岸漁業運営資金	事業運営に必要とする運転資金 ・漁業事業関連保険料 (漁船保険料等) ・小修理、出漁資金 (人件費、燃油代等)	1年以内		200万円以内			
	漁業経営アシスト資金	・漁船、漁業設備の購入資金 ・漁船の設備、改造費用 ・「浜の活力再生プラン」に関連する機材購入費用	10年以内		700万円以内			
	マリンセーフティネット資金	災害等の影響により、漁業収入が減少した者の事業運営に必要となる運転資金(人件費等)			600万円以内			
	小口目的資金	・自動車及び耐久消費財の購入 ・住宅増改築費用 ・教育関連費用 ・その他生活に必要な費用	5年以内	全国漁業信用基金協会	自動車購入 : 300万円以内 耐久消費財購入 : 50万円以内 住宅増改築 : 299万円以内 上記以外 : 200万円以内			
	漁業者生活サポート資金	・生活に必要な費用	1年以内		1万円以上 50万円以内			

## ○会員の組合員及び一般向け融資

(令和3年3月31日現在)

	種類	資金使途	期間	保証機関	貸付限度
その他一般資金	住宅ローン (固定金利型)	・住宅新築 ・住宅改良 ・住宅購入 ・住宅資金の借換資金 ・土地購入 (取得後3年以内に住宅建築の者)	35年以内	全国保証(株)	100万円以上～10,000万円以内
	事業関連住宅資金 (変動金利型)	・住宅新築 ・住宅改良 ・住宅、土地購入 (土地のみの購入は不可)	30年以内 (住宅改築20年以内)	全国漁業信用 基金協会	300万円以上～4,000万円以内
	事業関連住宅資金 (固定特約型)	・住宅新築 ・住宅、土地購入 (土地のみの購入は不可)	20年超30年以内		
	マイカーローン	・マイカー購入 ・マイカーローン借換	6ヶ月以上10年以内	(株)ジャックス	10万円以上～1,000万円以内
	リフォームローン	・住宅の増改築、設備機器購入 ・バリアフリー工事、介護機器 購入 ・リフォーム資金と他金融機関 住宅ローンを合わせた借換	6ヶ月以上20年以内		10万円以上～1,500万円以内
	教育ローン	・幼稚園から大学、大学院及び専 門学校等に関する入学金、授業 料、下宿代費用、教育ローン借 換	6ヶ月以上17年以内 (元金据置期間を含 む)		10万円以上～1,000万円以内
	目的ローン	・資金使途が確認でき、耐久消費財 購入等の健全な資金 ・漁業関連全般の設備機器購入 (運転資金は除く)	6ヶ月以上10年以内		10万円以上～500万円以内
	無担保住宅 借換ローン	・(独)住宅金融支援機構、公的及 び民間住宅ローンの借換	6ヶ月以上20年以内 (借換ローン残存期間 プラス3年が上限)		50万円以上～1,500万円以内 (借換対象ローン残高を上限)
	フリーローン	・自由 (※ただし事業性のものは除く)	6ヶ月以上10年以内		10万円以上～500万円以内
漁協カードローン	・自由	限度見直し1年毎・ 契約更新3年毎	新規申込み30万円 (最高50万円)		

## ○受託業務貸出金

①(株)日本政策金融公庫(農林水産事業)の定めによる

②(株)日本政策金融公庫(国民生活事業)の定めによる

## ○為替業務

為替決済業務は、会員及び地域住民の皆様から送金、振込、代金取立をはじめ、各種公共料金等の口座振替及び給与や年金等の口座振込にご利用いただいております。

また、他金融機関とのネット提携により他金融機関はもちろんコンビニエンスストアの自動機（A T M・C D）からキャッシュカードによる現金の払出しができるなど利便性が向上しています。

そのほか、携帯電話やパソコンを利用したインターネットバンキング（J Fマリンネットバンク）により、残高照会や振込・振替等のサービスが24時間いつでも気軽に利用可能となっております。

## 業 績

世界的に広がりを続ける新型コロナウイルスの影響は、魚価の下落という目に見える形で漁業者に対し大きな悪影響を及ぼし、近年減少し続ける水揚げと相まって、漁業環境はこれまで以上に厳しさを増しております。

このような環境下、本県においても例外ではなく、本県主力魚種であるホタテ貝や鮮魚類の魚価は軒並み下落し、特に近年不漁傾向にあるスルメイカを中心とする鮮魚類については、厳しい局面を迎えております。

さて、当連合会の業務運営は令和2年度事業計画に基づき、会員・会員の組合員、行政、関係団体並びにご利用者の方々のご支援の下、国の施策である「漁船リース緊急事業」をはじめとする「水産業競争力強化緊急事業」や「無保証人型漁業融資促進事業」、新型コロナウイルス関連対策資金として「マリンセーフティネット資金」の貸出を最重要推進事項として取り組んで参り、令和2年度末貸出金目標額8,172百万円に対して、8,191百万円の実績となり、計画を18百万円上回り、貯金業務についても、厳しい漁家経営が見込まれるなか、目標額58,454百万円に対し、60,778百万円の実績となり、計画を2,324百万円上回ることが出来ました。

また、収支状況については、事業管理費の節減等に努めしたことにより、当期末処分剰余金の目標額41百万円に対し、70百万円の実績となり、計画を29百万円上回ることが出来ました。

なお、自己資本比率については、JFマリンバンク基本方針の基準値を上回る12.29%となりました。

経常利益が一定の成果を認められたことは、ひとえに、会員の皆様並びに関係者各位のご支援の賜物と感謝申し上げます。

当連合会は、令和3年4月1日より東日本信用漁業協同組合連合会の一員として新たな船出をしておりますが、新型コロナウイルスの影響や水揚不振など様々な難題に対し、これまで以上に漁業者の皆様の事業と生活を支えるべく、漁業系統金融機関としての役割を果たして参りたいと考えております。

今後も、関係法令等を遵守し、皆様から信頼される「浜の金融機関」として、より一層努力する所存でございますので、会員並びにご利用者の皆様のご協力をお願い申し上げます。

# 貸 借 対 照 表

(単位:百万円)

(資産の部)			(負債・純資産の部)		
科 目	令和元年度末	令和2年度末	科 目	令和元年度末	令和2年度末
(資産の部)					
現 金	1,735	1,447	貯 金	59,606	60,778
預 け 金	46,913	49,323	当 座 貯 金	14	13
系 統 預 け 金	46,360	48,674	普 通 貯 金	36,102	38,784
系 統 外 預 け 金	552	649	納 税 準 備 貯 金	110	112
有 働 証 券	3,582	2,968	別 段 貯 金	1,236	1,048
国 方 債 債	500	500	定 期 貯 金	21,944	20,637
地 方 債 債	1,435	1,431	積 立 定 期 貯 金	24	31
社 債	600	599	定 期 積 金	173	150
外 国 証 券	1,046	436	借 用 金	400	1,000
貸 出 金	7,931	8,191	証 書 借 入 金	400	1,000
手 形 貸 付 金	507	508	代 理 業 務 勘 定	0	0
証 書 貸 付 金	6,486	6,770	そ の 他 負 債	62	54
当 座 貸 越	553	528	未 払 法 人 税 等	3	1
金 融 機 関 貸 付 金	383	383	未 決 済 為 替 借	18	23
そ の 他 資 産	90	87	未 払 費 用	19	16
未 決 済 為 替 貸	1	0	前 受 収 益	1	1
未 収 収 益	62	59	未 未 払 金	18	10
そ の 他 の 資 産	25	26	そ の 他 の 負 債	1	1
固 定 資 産	324	304	諸 引 当 金	160	159
有 形 固 定 資 産	314	290	賞 与 引 当 金	9	9
無 形 固 定 資 産	9	13	退 職 給 付 引 当 金	144	150
外 部 出 資	2,793	2,796	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	6	0
系 統 出 資	2,444	2,444	繰 延 税 金 負 債	10	7
系 統 外 出 資	349	352	債 務 保 証	18	9
長 期 前 払 費 用	26	24	負 債 の 部 計	60,258	62,009
債 務 保 証 見 返	18	9	(純資産の部)		
貸 倒 引 当 金	△455	△457	会 員 資 本	2,673	2,664
			出 資 金	1,766	1,766
			資 本 準 備 金	20	20
			利 益 剰 余 金	886	876
			利 益 準 備 金	476	486
			そ の 他 利 益 剰 余 金	410	390
			任 意 積 立 金	323	320
			当 期 未 処 分 剰 余 金	86	70
			う ち 当 期 剰 余 金	44	47
			評 價 ・ 換 算 差 額 等	27	20
			そ の 他 有 働 証 券 評 價 差 額 金	27	20
			純 資 産 の 部 計	2,700	2,685
合 計	62,959	64,694	合 計	62,959	64,694

# 損 益 計 算 書

(単位：百万円)

科 目		令和元年度末	令和 2 年度末
経常 収 益	益	646	617
資金 運用 収益	益	541	498
貸出 金利 息息	益	150	142
預け 金利 息息	益	4	3
有価 証券 利息	益	69	62
受取 入金 雜益	益	0	0
受取 取引 利益	益	296	277
役務 取引 特別	益	21	12
内国 為替 受取	益	21	23
その他 受取 手数料	益	11	11
その他の 役務 受取	益	3	5
その他の 役務 取引	益	6	6
その他の 事業 収益	益	63	52
受取 出資 分配	益	47	36
その他の 事業 収益	益	16	16
その他の 経常 収益	益	20	42
その他の 経常 収益	益	20	42
経常 費用	用	598	571
資金 調達 費用	用	46	42
貯金 利息	用	46	42
支払 雜利	用	0	0
役務 取引 等費	用	12	11
内国 為替 支払	用	3	3
その他 支払 手数料	用	0	0
その他の 役務 取引	用	9	8
その他の 事業 費用	用	25	25
融資 保険	用	18	18
事業 業推進	用	6	6
債権 管理	用	0	0
事業 管理	用	512	490
その他の 経常 費用	用	1	1
貸倒 引当 金繰入	用	1	1
その他の 経常 費用	用	0	0
経常 利益	益	48	45
特別 利益	益	4	6
固定 資産 処分	益	0	0
その他の 特別 利益	益	4	6
特別 損失	益	0	3
固定 資産 処分	損失	0	3
税引前 当期 利益	益	52	48
法人税、住民税及び事業税	益	7	1
当期 剰余 金	益	44	47
当期 首繰越 剰余 金	益	39	18
設備機器導入積立金取崩額	益	1	4
当期末 処分 剰余 金	益	86	70

# 注記表

## I. 繼続組合の前提に関する注記

該当する事項はありません。

## II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 有価証券の評価基準及び評価方法は以下の通りです。

有価証券（外部出資含む）の評価は、以下の通りです。

- 満期保有目的の債券は、償却原価法（定額法）によっております。
- 市場価格のあるその他有価証券については、時価法です。
- 市場価格のないその他有価証券は、移動平均法による原価法です。
- その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- 固定資産の減価償却の方法は以下の通りです。

- 有形固定資産（リース資産を除く）

- 減価償却方法は定率法です。
- 平成10年4月1日以降取得の建物の償却方法は定額法です。
- 平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物の償却方法は定額法です。
- 取得価額10万円以上20万円未満の一括償却資産については、3年間で均等償却を行っております。
- 平成15年4月1日以降に取得した30万円未満の少額減価償却資産については取得時に費用処理しております。
- 耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

- 無形固定資産（リース資産を除く）

- 自会利用ソフトウェアについては当会における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

- 長期前払費用の処理方法は以下の通りです。

- 農林漁業団体職員共済組合が行う特例年金給付金等の業務に要する費用に充てるための負担金の一部を長期前払にて拠出しております。この負担金については役職員数や標準報酬月額に応じて確定するため概算額での拠出となっており、毎月の負担金確定毎に福利厚生費で処理しております。

- 引当金の計上基準は以下の通りです。

- 貸倒引当金は、資産自己査定実施要領、経理規程、貸倒償却及び貸倒引当金の計上基準に則り、以下の通り計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当事業年度は税法基準に基づき算定した繰入限度額を採用）を計上しております。

すべての債権は、資産自己査定実施要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（当事業年度末時点の自己都合支給額を退職給付債務とする簡便法）に基づき、必要額を計上しております。

- 賞与引当金は、職員への賞与支払いに備えるため、職員に対する賞与の見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。

- 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金支出に備えるため、支給規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。

- リース取引の処理方法は以下の通りです。

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、重要性の乏しいものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によります。

- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式です。

## III. 会計方針の変更に関する注記

該当する重要な事項はありません。

## IV. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号令和2年3月31日）を適用し、当事業年度より貸倒引当金及び固定資産の減損についての見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しております。

## V. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- 貸倒引当金

- 当該事業年度に係る財務諸表に計上した金額 貸倒引当金 457,639,454円

- 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

- 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「4. 引当金の計上基準」「1) 貸倒引当金」に記載しております。

## ② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

## ③ 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 固定資産の減損

1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 0 円

2) その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価格を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施することとしております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

当事業年度末において、減損の兆候となる事象の発生は認識しておりませんが、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

## VI. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当する重要な事項はありません。

## VII. 誤謬の訂正に関する注記

該当する重要な事項ありません。

## VIII. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額は 858, 322, 288 円、圧縮記帳累計額は 43, 802, 000 円（うち、当期圧縮記帳額は 0 円）です。

2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、リース契約により使用しております。

3. 担保に供している資産は、以下の通りです。

担保に供している資産	系統預け金	2, 000, 000, 000 円
	差入保証金	500, 000 円
担保資産に対応する債務	為替資金決済	22, 268, 410 円
	別段貯金（水道料金収納事務）	0 円

4. 理事及び監事に対する金銭債権の総額は 313, 100, 000 円です。

5. 理事及び監事に対する金銭債務の総額は 0 円です。

6. リスク管理債権の内訳は以下の通りです。

1) 貸出金のうち、破綻先債権額は 0 円、延滞債権額は 845, 308, 158 円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒債却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じているものです。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものです。

2) 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 0 円です。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

3) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 28, 739, 000 円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものです。

4) 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 874, 047, 158 円です。

なお、上記 1) から 4) に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

7. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、848, 000, 000 円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が 662, 000, 000 円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

## IX. 損益計算書に関する注記

その他特別利益は、農林中金からの ATM 等助成金（6, 600, 000 円）及び固定資産売却益（150, 000 円）です。

## X. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### 1) 金融商品に対する取組方針

当会は、青森県を事業区域として、地元の漁業者等が組合員となっている各地の J F が会員となって運営されている協同組織金融機関であり、主に会員及びその組合員（以下、所属員という。）に対して貯金の受入や事業資金の貸付等の信用事業を行っており、これに伴う金融商品を有しております。

当会は貯金を原資として、資金を必要とする所属員等に貸付を行っています。また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、国債、地方債や外国証券等の有価証券による運用を行っております。

## 2) 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、取引先等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。決算日現在における貸出金のうち、90.20%は水産業に対するものであり、当該水産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的が大部分ですが、一部をその他目的でも保有しております。これらは、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借用金については、「日本経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みを支援するために行う資金供給」に基づく資金（日銀成長基盤強化支援資金）として、農林中央金庫から借り入れているものです。

## 3) 金融商品に係るリスク管理体制

### ① 信用リスクの管理

当会は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に審査室を設置し、各営業店等との連携を図りながら与信審査を行っております。審査に当たっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っております。

不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「貸倒債却及び貸倒引当金の計上基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、営業部において信用情報や時価の把握を定期的に行うこととしております。

### ② 市場リスクの管理

当会では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確に管理することにより、収益化及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視し、余裕金運用規程、余裕金運用要領及び余裕金運用に係るリスク管理手続きに基づき、資産・負債の金利感度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当会の保有有価証券ポートフォリオの状況などを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、会長はじめ常勤役職員で構成する余裕金運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っております。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び余裕金運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の購入及び管理を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しております。

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」、「貯金」、「借用金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.500%上昇したものと想定した場合には、経済価値が110,037,876円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品毎に異なる流動性を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

## 4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるべきを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（4. 参照のこと）。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金	1,447,720,463	1,447,720,463	0
(2) 預け金	49,323,515,134	49,325,040,521	1,525,387
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	2,739,663,278	2,888,968,800	149,305,522
その他有価証券	228,800,000	228,800,000	0
(4) 貸出金	8,191,131,255		
貸倒引当金(*)	△ 457,639,454		
	7,733,491,801	8,383,412,832	649,921,031
資産計	61,473,190,676	62,273,942,616	800,751,940
(1) 貯金	60,778,462,825	60,807,755,600	29,292,775
(2) 借用金	1,000,000,000	1,000,000,000	0
負債計	61,778,462,825	61,807,755,600	29,292,775

(\*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

### 3. 金融商品の時価の算定方法

#### 資産

##### 1) 預け金

満期のない預け金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

満期のある固定金利の預け金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れた場合に想定される預本金利で元利金の合計額を割り引いた現在価値を算定しております。

##### 2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

##### 3) 貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なつてない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利のうち証書貸付によるものは、回収見込額等に基づいて貸倒引当金を計上しているため、時価は、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を貨幣の時間価値のみを反映した無リスクの利子率であるLIBOR・円SWAPレートで割り引いた額から決算日現在の貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

上記以外の手形貸付については、短期間で償還されることから、時価は簿価と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該額をもって時価としております。

なお、貸出金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

#### 負債

##### 1) 賯金

要求払賃金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、固定金利の定期賃金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、決算日時点で新規に賃金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

##### 2) 借用金

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借用金の元利金の合計額を同様の借用において想定される利率で割り引いた現在価値を算定しております。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次の通りであり、2. の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：円)

区分	貸借対照表上額
① 系統出資 (*)	2,444,077,520
② 系統外出資 (*)	352,200,000
合計	2,796,277,520

(\*) 系統出資、系統外出資については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

### 5. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	49,323,515,134	0	0	0	0	0
有価証券	1,000,000,000	200,000,000	0	1,000,000,000	200,000,000	500,000,000
満期保有目的の債券	1,000,000,000	0	0	1,000,000,000	200,000,000	500,000,000
その他有価証券のうち満期があるもの	0	200,000,000	0	0	0	0
貸出金(*)	2,179,524,743	871,730,197	810,342,704	713,127,590	593,401,984	2,428,764,352
合計	52,503,039,877	1,071,730,197	810,342,704	1,713,127,590	793,401,984	2,928,764,352

(\*) 貸出金のうち、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座等の594,239,685円は、含めておりません。

なお、一部の金融機関向けの貸出金383,000,000円は5年超に含めております。

### 6. 賞金・借用金の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
賞金(*)	59,305,623,784	615,270,539	376,232,410	316,289,339	164,856,753	190,000
借用金	0	0	300,000,000	100,000,000	600,000,000	0
合計	59,305,623,784	615,270,539	676,232,410	416,289,339	764,856,753	190,000

(\*) 賞金のうち要求払賃金39,959,475,586円については、「1年以内」に含めて開示しております。

また、賞金のうち定期積金は元金のみ開示し、給付補てん備金については含めておりません。

## XI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は以下の通りです。

1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	国 債 500,044,381 円 地 方 債 1,431,864,200 円 社 債 500,081,819 円 外 国 証 券 207,775,318 円	501,391,500 円 1,566,759,000 円 501,850,000 円 219,171,000 円	1,347,119 円 134,894,800 円 1,768,181 円 11,395,682 円
	合 計 2,639,765,718 円	2,789,171,500 円	149,405,782 円

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	社 債 99,897,560 円	99,797,300 円	△100,260 円
	合 計 99,897,560 円	99,797,300 円	△100,260 円

2) その他有価証券で時価のあるもの

	取 得 原	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	外 国 証 券 200,000,000 円	228,800,000 円	28,800,000 円
	合 計 200,000,000 円	228,800,000 円	28,800,000 円

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 7,966,080 円を差し引いた額 20,833,920 円を「その他有価証券評価差額金」として計上しております。

3) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

4) 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

5) 当事業年度中において保有目的が変更となった有価証券はありません。

## XII. 退職給付に関する注記

1. 退職給付債務等の内容は以下の通りです。

1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成 28 年 12 月 16 日)に基づき、簡便法により行っています。

2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	144,765,733 円
退職給付費用	11,584,399 円
退職給付の支払額	5,819,814 円
期末における退職給付引当金	150,530,318 円

3) 退職給付債務及び貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	150,530,318 円
退職給付引当金	150,530,318 円

4) 退職給付に関する損益

簡便法で計算した退職給付費用	11,584,399 円
----------------	--------------

2. 福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 2,158,362 円を含めて計上しております。

なお、同組合より示された令和 3 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 23,250,000 円となっております。

## XIII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、以下の通りです。

### 繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	11,027,163 円
賞与引当金	2,490,694 円
退職給付引当金損金算入限度超過額	41,636,686 円
減価償却限度超過額	7,877,954 円
未収貸出金利息	258,707 円
税務上の繰越欠損金	960,185 円
その他	3,523,634 円
繰延税金資産小計	67,775,023 円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(※ 1)	△960,185 円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△66,814,838 円
評価性引当額小計	△67,775,023 円
繰延税金資産合計(A)	0 円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△7,966,080 円
繰延税金負債合計(B)	△7,966,080 円
繰延税金資産(△は負債)の純額 (A) - (B)	△7,966,080 円

※1 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金(a)	—	—	—	—	—	960,185	960,185
評価性引当額	—	—	—	—	—	△960,185	△960,185
繰延税金資産	—	—	—	—	—	0	0

(a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳は以下の通りです。

法定実効税率	27.66	%
(調整)		
交際費等永久に損金にされない項目	0.90	%
事業分量配当金	△5.02	%
受取配当金等永久に益金にされない項目	△10.37	%
住民税均等割等	2.96	%
教育情報資金	△17.03	%
評価性引当額の増減	△0.38	%
その他	4.24	%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.96	%

#### XIV. 貸借元不動産に関する注記

該当する重要な事項はありません。

#### XV. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当する重要な事項はありません。

#### XVI. 資産除去債務に関する注記

該当する重要な事項はありません。

#### XVII. 重要な後発事象に関する注記

吸収合併対象資産の全部において、当該吸収合併直前の帳簿価額を付する吸収合併が行われます。

(1) 吸収合併消滅連合会の名称	青森県信用漁業協同組合連合会
(2) 吸収合併の目的	経営資源の結集による経営の安定化
(3) 吸収合併日	令和3年4月1日
(4) 吸収合併存続連合会の名称	東日本信用漁業協同組合連合会
(5) 合併比率及び算出方法	1対1の対等合併
(6) 出資一口当たりの金額	10,000円

#### XVIII. その他の注記

該当する重要な事項はありません。

## キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和元年度末	令和 2 年度末
<b>1 事業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期利益	52	48
減価償却費	42	39
貸倒引当金の増減額（△は減少）	1	1
退職給付引当金の増加額	11	5
その他の引当金・積立金の増減額（△は減少）	1	△6
資金運用収益	△541	△498
資金調達費用	46	42
有価証券関係損益（△は益）	5	5
金銭の信託の運用損益	△20	△42
固定資産処分損益	0	3
農林年金長期前払費用による支出	△26	2
貸出金の純増減（△は純増）	△66	△259
預け金の純増減（△は純増）	△1,000	△2,900
貯金の純増減（△は純増）	△405	1,171
借用金の純増減	100	600
教育情報資金	△10	△30
事業分量配当金の支払額	△10	△8
その他	△19	△2
資金運用による収入	543	501
資金調達による支出	△46	△44
<b>小 計</b>	<b>△1,342</b>	<b>△1,373</b>
法人税等の支払額	△12	△3
<b>事業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△1,354</b>	<b>△1,377</b>
<b>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の償還による収入	200	600
金銭の信託の減少による収入	20	42
固定資産の取得による支出	△19	△22
固定資産の売却による収入	0	0
外部出資による支出	1	△3
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>199</b>	<b>617</b>
<b>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
出資の増額による収入	0	0
出資配当金の支払額	△8	△17
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△8</b>	<b>△17</b>
<b>4 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>5 現金及び現金同等物の増加額</b>	<b>△1,164</b>	<b>△777</b>
<b>6 現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>7,612</b>	<b>6,447</b>
<b>7 現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>6,447</b>	<b>5,670</b>

(注) 現金及び現金同等物の範囲：①現金 ②当座預け金 ③普通預け金 ④通知預け金

# 貯金

## 種類別・貯金者別貯金残高

(単位：百万円、%)

種類		令和元年度末		令和2年度末		
		金額	構成比	金額	構成比	
当座性貯金	当座貯金	14	0	13	0	
	普通貯金	36,102	60.6	38,784	63.8	
	貯蓄貯金	-	-	-	-	
	通知貯金	-	-	-	-	
	別段貯金	1,236	2.1	1,048	1.7	
	その他貯金	110	0.2	112	0.2	
	計	37,464	62.9	39,959	65.7	
定期性貯金	定期貯金	21,944	36.8	20,637	34.0	
	うち固定金利自由定期	(21,834)	(36.6)	(20,632)	(34.0)	
	うち変動金利自由定期	(110)	(0.2)	(5)	(0)	
	積立定期貯金	24	0	31	0.1	
	定期積金	173	0.3	150	0.2	
	計	22,142	37.1	20,818	34.3	
合計		59,606	100.0	60,778	100.0	
貯金者区分	員内	会員	8,159	13.7	8,125	13.4
		組合員直接預り	33,996	57.0	36,165	59.5
		計	42,156	70.7	44,290	72.9
残高	員外	地方公共団体	3,281	5.5	3,186	5.2
		金融機関	-	-	-	-
		その他	14,168	23.8	13,301	21.9
		計	17,450	29.3	16,487	27.1

(注1) 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

(注2) 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

## 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種類	令和元年度		令和2年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
流動性貯金	36,301	60.3	36,130	62.1	△171
定期性貯金	22,170	36.9	20,890	35.9	△1,280
その他の貯金	1,680	2.8	1,185	2.0	△495
計	60,151	100.0	58,205	100.0	△1,946
譲渡性貯金	-	-	-	-	-
合計	60,151	100.0	58,205	100.0	△1,946

(注1) 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

(注2) 定期性貯金=定期貯金+定期積金

## 財形貯蓄残高

(単位：百万円)

種類	令和元年度	令和2年度
財形貯蓄残高	-	-

## 貸出金

### 種類別・使途別・貸出者別貸出金残高

(単位：百万円、%)

種類	令和元年度		令和2年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
割引手形	-	-	-	-	-
手形貸付	507	6.4	508	6.2	1
証書貸付	6,487	81.8	6,770	82.7	283
当座貸越	554	7.0	528	6.4	△26
金融機関貸付	383	4.8	383	4.7	0
合計	7,931	100.0	8,191	100.0	260
固定金利貸出	7,703	97.1	7,955	97.1	251
変動金利貸出	228	2.9	237	2.9	9
設備資金	2,783	35.1	3,440	42.0	657
運転資金	5,148	64.9	4,752	58.0	△396
貸出者区分残高	会員	2,875	36.3	3,240	39.6
	組合員直接貸付	4,178	52.7	4,149	50.6
	計	7,053	88.9	7,389	90.2
員外	地方公共団体	193	2.4	129	1.6
	金融機関	383	4.8	383	4.7
	その他	302	3.8	290	3.5
	計	878	11.1	802	9.8

## 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

種類	令和元年度		令和2年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
割引手形	-	-	-	-	-
手形貸付	506	6.5	503	6.2	△3
証書貸付	6,315	80.8	6,692	82.4	377
当座貸越	613	7.8	540	6.7	△73
金融機関貸付	383	4.9	383	4.7	0
合計	7,817	100.0	8,118	100.0	301

## 貸出金担保別内訳

(単位：百万円)

種類	令和元年度末	令和2年度末	増減
貯金等	326	310	△16
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	3,585	3,639	54
その他担保物	-	-	-
計	3,911	3,949	38
漁信基保証	4,282	4,155	△127
その他保証	625	590	△35
計	4,907	4,745	△162

## 債務保証担保別内訳

(単位：百万円)

種類	令和元年度末	令和2年度末	増減
貯金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保物	—	—	—
計	—	—	—
漁信基保証	—	—	—
その他保証	—	—	—
計	—	—	—
合計	—	—	—

## 業種別貸出金残高

(単位：百万円、%)

種類	令和元年度		令和2年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
農林水産業	7,053	88.9	7,389	90.2	336
製造業	-	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-	-
運輸・通信業	-	-	-	-	-
卸売・小売業	-	-	-	-	-
金融・保険業	383	4.8	383	4.7	0
不動産業	-	-	-	-	-
地方公共団体	193	2.4	129	1.6	△64
その他	302	3.8	290	3.5	△12
合計	7,931	100.0	8,191	100.0	260

## 主要な水産業関係の貸出金残高

(漁業種類等別)

(単位：百万円)

		令和元年度末	令和2年度末	増減
漁業	海面漁業	2,001	1,769	△232
	海面養殖業	1,393	1,555	162
	その他漁業	55	75	20
漁業関係団体等		1,919	1,877	△42
合計		5,368	5,276	△92

※1 本表は、水産業関係の貸出金残高であるため、水産業者に対する水産業関係資金以外の貸出金残高（生活資金等）は含めておりません。

※2 漁連・漁協・水産加工業者やそれらの子会社等に対する貸出は「漁業関係団体等」に記載しております。（地公体、金融機関に対する貸出は含めておりません。）

※3 公庫転貸資金のうち、転貸漁協における漁業者向け貸出金も含めております。

(資金種類別)

<貸出金>

(単位：百万円)

		令和元年度末	令和2年度末	増減
プロパー資金		2,398	1,728	△670
水産制度資金		2,970	3,548	578
	漁業近代化資金	2,783	3,439	656
その他制度資金等		187	108	△79
合計		5,368	5,276	△92

※4 プロパー資金とは、信漁連原資の貸出金のうち、制度資金以外のものです。

※5 水産制度資金には、①地公体等が直接的または間接的に融資するもの、②地公体等が利子補給等を行うことで信漁連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを掲載しております。ただし、公庫転貸資金のうち、転貸漁協における漁業者向け貸出金は、その他制度資金等に含めております。

<受託貸付金>

(単位：百万円)

		令和元年度末	令和2年度末	増減
日本政策金融公庫資金 (農林水産事業)		95	214	119
その他		—	—	—
合計		95	214	119

※6 受託貸付金は、保証残高ではなく、貸出残高を記入しております。

※7 公庫転貸資金のうち転貸漁協における漁業者向け貸出金は、※5 のとおり水産制度資金のその他制度資金等に記載しております。（受託金融機関は受託貸付金に記載しております。）

# 有価証券

## 種類別有価証券平均残高

(単位:百万円、%)

種類	令和元年度末		令和2年度末		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
国債	500	13.3	500	15.8	0
地方債	1,439	38.4	1,435	45.2	△4
政府保証債	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—
社債	600	16.0	600	18.9	△0
外国証券	1,207	32.2	639	20.1	△568
株式	—	—	—	—	—
受益証券	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
合計	3,746	100.0	3,174	100.0	△572

## 有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めなし	合計
令和元年度末	国債	—	500	—	—	—	—	500
	地方債	—	—	999	—	436	—	1,435
	政府保証債	—	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—	—
	社債	—	500	—	100	—	—	600
	外国証券	—	238	—	103	106	600	1,047
	株式	—	—	—	—	—	—	—
	受益証券	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—
令和2年度末	国債	500	—	—	—	—	—	500
	地方債	—	—	999	—	433	—	1,432
	政府保証債	—	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—	—
	社債	500	—	100	—	—	—	600
	外国証券	—	229	102	105	—	—	436
	株式	—	—	—	—	—	—	—
	受益証券	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—

## 有価証券の取得価格又は契約価格、時価及び評価損益

### ○有価証券

(単位：百万円)

保 有 目 的	令和元年度末			令和 2 年度末		
	取 得 価 格	時 価	評 価 損 益	取 得 価 格	時 価	評 価 損 益
売 買 目 的	—	—	—	—	—	—
満 期 保 有 目 的	3,345	3,430	85	2,739	2,888	149
そ の 他	200	237	37	200	229	29
合 計	3,545	3,667	122	2,939	3,117	178

1. 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

- ① 売買目的有価証券の取扱いはありません。
- ② 満期保有目的有価証券については、取得原価が貸借対照表価額として計上されております。
- ③ その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。

### ○金銭の信託

(単位：百万円)

種 類	令和元年度末			令和 2 年度末		
	取 得 価 格	時 価	評 価 損 益	取 得 価 格	時 価	評 価 損 益
売 買 目 的	—	—	—	—	—	—

## 保有有価証券の利回り

(単位：%)

種類	令和元年度	平成2年度
国債	1.16	1.16
地方債	1.90	1.98
金融債	—	—
社債	1.27	1.27
外国証券	2.39	3.21
以上平均	1.86	1.96

## オフバランス取引の状況

### 金融派生商品

(単位：百万円)

	契約金額・想定元本額
債券先物オプション	—
債券店頭オプション	—
債券先物	—
合計	—

## 先物取引の時価情報

(単位：百万円)

		令和元年度末			令和2年度末		
債券	売建	契約額	時価	差損益	契約額	時価	差損益
		買建	—	—	—	—	—

## オプション取引の時価情報

(単位：千円)

			令和元年度末			令和2年度末		
債券先物 オプション	売建	コール	契約額	時価	差損益	契約額	時価	差損益
		フット	—	—	—	—	—	—
債券先物 オプション	買建	コール	—	—	—	—	—	—
		フット	—	—	—	—	—	—

(単位：千円)

		貸借対照表価額					
		令和元年度末			令和2年度末		
債券店頭 オプション	コール	売建	買建	売建	買建	売建	買建
		フット	—	—	—	—	—

## 受託業務・為替業務等

### 受託貸付金の残高

(単位：百万円)

受 託 先	令和元年度末	令和 2 年度末
(株) 日本政策金融公庫（農林水産事業）	95	214
(独) 住宅金融支援機構	736	605
(株) 日本政策金融公庫（国民生活事業）	52	46
計	883	865

### 内国為替の取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類	送金・振込（件数） 金額	令和元年度		令和 2 年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
種 類	代金取立（件数） 金額	(21, 468)	(18, 500)	(20, 596)	(24, 236)
		26, 353	17, 431	24, 416	23, 058
種 類	計（件数） 金額	0	0	0	0
		0	0	0	0
種 類	計（件数） 金額	(21, 468)	(18, 500)	(20, 596)	(24, 236)
		26, 353	17, 431	24, 416	23, 058

## 平残・利回り等

### 粗 利 益

(単位：百万円)

区分		令和元年度	令和2年度
資金運用	資金運用収益	542	498
	資金調達費用	47	42
	資金運用収支	495	456
役務取引	役務取引等収益	21	23
	役務取引等費用	13	11
	役務取引等収支	8	12
その他事業	その他事業収益	63	52
	受取出資配当金	47	36
	受取助成金	0	0
	国債等債券売却益	0	0
	国債等債券償還益	0	0
	その他の事業収益	16	16
	その他事業費用	25	25
	その他事業収支	38	27
	事業粗利益	549	502
	事業粗利益率	0.93	0.85
事業	事業純益	28	17
実質	事業純益	30	18
コア	事業純益	30	18
コア	事業純益 (投資信託解約損益除く)	30	18

(注) 事業粗利益率=事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

事業粗利益=事業収益-事業費用+事業管理費+事業推進費+債権管理費

### 資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位：百万円、 %)

区分	令和元年度			令和2年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	58,858	542	0.92	58,547	497	0.84
	貸出金	7,817	150	1.92	8,118	142
	預け金	47,294	322	0.68	47,253	293
	有価証券	3,747	70	1.86	3,174	62
	買入金銭債券	—	—	—	—	—
資金調達勘定	60,484	47	0.07	60,165	42	0.06
	貯金・定積	60,152	47	0.07	58,205	42
	借用金	333	0	0.00	696	0
貯金原価率			0.91			0.88
総資金利ざや			0.08			0.08

(注) 総資金利ざや=総資金運用利回り-総資金原価率

## 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

区分	令和元年度増減額	令和2年度増減額
受取利息	△26	△15
うち貸出金	△15	△7
有価証券	△10	△7
預け金	△1	△1
支払利息	0	△4
うち貯金	0	△4
譲渡性貯金	—	—
借用金	—	—
差引	△26	△11

(注) 増減額は前年度対比です。

## 経費の内訳

(単位：百万円)

区分	令和元年度	令和2年度
人件費	231	221
役員報酬	26	24
給料手当	162	156
賞与引当金戻入	△9	△9
賞与引当金繰入	9	9
福利厚生費	29	27
退職給付費用	11	11
役員退職慰労引当金繰入	1	1
旅費交通費	11	5
業務務費	122	122
負担金	47	44
施設費	87	84
貯金保険料	5	5
雑費	1	1
税金	4	3
合計	512	490

## 諸 指 標

### 最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益	883	691	652	646	617
経常利益	135	12	32	48	45
当期剰余金	110	16	39	44	47
出資金	1,766	1,766	1,766	1,766	1,766
出資口数	176,621	176,677	176,677	176,677	176,677
純資産額	2,749	2,703	2,691	2,700	2,685
総資産額	67,763	66,139	63,264	62,959	64,694
貯金等残高	64,719	63,177	60,012	59,606	60,778
貸出金残高	7,745	7,786	7,864	7,931	8,191
有価証券残高	7,961	4,062	3,796	3,582	2,968
剰余金配当金額	35	22	18	26	26
・出資配当の額	35	17	8	17	17
・事業利用分量配当の額	—	5	10	8	8
職員数	38人	70人	70人	71人	68人
単体自己資本比率	14.30%	14.30%	12.67%	12.79%	12.29%

(注)「単体自己資本比率」は「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第3号)に基づき算出しております。なお、平成24年度以前は旧告示(バーゼルII)に基づく単体自己資本比率を記載しています。

## 自己資本の充実の状況

### ○自己資本調達手段の概要に関する事項

#### ◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

令和3年3月末における自己資本比率は、内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、12.29%となりました。

#### ◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は、会員、准会員からの普通出資金により調達しております。

### 普通出資金

項目	内容
発行主体	青森県信用漁号協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	17億円（前年度17億円）

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備えて、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、内部留保による自己資本増強を行っております。内部留保は、利益剰余金等により積み立てる方針です。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

これに基づき、当会における信用リスクやオペレーション・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

○自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和2年度	令和元年度
	経過措置による不算入額	
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	2,637	2,647
うち、出資金及び資本準備金の額	1,787	1,787
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	876	886
うち、外部流出予定額 (△)	△26	△26
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	22	21
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	22	21
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,660	2,668
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	10	7
うち、のれんに係るもの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	10	7
繰延税金資産(一時差異に係るもの除外。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	19
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—

特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	/
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	/
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	/
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	/
コア資本に係る調整項目の額 (口)	10	26	/
<b>自己資本</b>			
自己資本の額 ((イ) - (口)) (ハ)	2,650	2,642	/
<b>リスク・アセット等 (3)</b>			
信用リスク・アセットの額の合計額	20,573	19,620	/
資産(オン・バランス)項目	20,560	19,604	/
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—	/
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスボージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	—	—	/
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	/
オフ・バランス項目	12	15	/
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額	—	—	/
中央清算機関関連エクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—	/
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	979	1,045	/
信用リスク・アセット調整額	—	—	/
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—	/
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	21,553	20,666	/
<b>自己資本比率</b>			
自己資本比率 ((ハ) / (二))	12.29%	12.79%	/

○自己資本の充実に関する事項

(単位：百万円)

信用リスク・アセット額 (標準的手法)	令和元年度末			令和2年度末		
	エクスポート ジャヤーの 期末残高 a	リスク・ア セット額 b=a×4%	所要自己資 本額 b=a×4%	エクスポート ジャヤーの 期末残高 a	リスク・ア セット額 b=a×4%	所要自己資 本額 b=a×4%
現金	1,735	0	0	1,447	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	501	0	0	501	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	810	162	6	208	41	2
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,642	0	0	1,576	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	200	0	0	200	0	0
地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関向け	149	14	0	127	12	0
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	46,938	9,387	375	49,218	9,856	394
法人等向け	600	300	12	600	300	12
中小企業等・個人向け	715	415	16	1,061	774	30
抵当権付住宅ローン	346	121	4	417	146	5
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	19	25	1	33	44	1
取立未済手形	1	0	0	1	0	0
漁業信用基金協会等保証	4,282	428	17	4,155	415	16
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
出資等	533	533	21	488	488	19
(うち出資等のエクスポートジャヤー)	533	533	21	488	488	19
(うち重要な出資のエクスポートジャヤー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	4,429	8,231	329	4,567	8,532	340
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポートジャヤー)	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫の対象普通出資等に係るエクスポートジャヤー)	2,643	6,608	264	2,643	6,608	264
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポートジャヤー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポートジャヤー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5% 基準額を上回る部分に係るエクスポートジャヤー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポートジャヤー)	1,786	1,623	64	1,924	1,924	76
証券化	—	—	—	—	—	—
(うち STC 要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非 STC 要件適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャヤー	—	—	—	—	—	—
(うちルックスルーワ方式)	—	—	—	—	—	—
(うちマンデート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフィールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートジャヤーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額(△)	—	—	—	—	—	—
CVAリスク相当額 ÷ 8 %	—	—	—	—	—	—
中央清算機関連エクスポートジャヤー	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	62,907	19,620	784	64,599	20,408	819

○オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

令和元年度末			令和2年度末		
粗利益額 a	オペレーショナル・リスク相当額 を8%で除して得た額 $b = a \times 15\% \div 8\%$	所要自己資本額 $c = b \times 4\%$	粗利益額 a	オペレーショナル・リスク相当額 を8%で除して得た額 $b = a \times 15\% \div 8\%$	所要自己資本額 $c = b \times 4\%$
557	1,045	41	543	1,018	40

(注) 1. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たり、当会では基礎的手法を採用しています。

○所要自己資本額

(単位：百万円)

令和元年度末		令和2年度末	
リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
20,666	826	20,621	824

## ○信用リスクに関する事項

### 標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスタートス・サービス・インク（M o o d y' s）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスボージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向け エクスボージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向け エクスボージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスボージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスボージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

○信用リスクに関するエクスポートの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

		令和元年度末		令和2年度末	
		信用リスクに関するエクスポートの残高		信用リスクに関するエクスポートの残高	
		うち貸出金等	うち債券	うち貸出金等	うち債券
法人	農林水産業	3,289	3,289	—	2,950
	製造業	—	—	—	—
	建設業	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—
	卸売・小売業	—	—	—	—
	金融・保険業	48,306	383	1,010	50,114
	不動産業	—	—	—	—
	サービス業	—	—	—	—
	地方公共団体	1,634	193	1,441	1,567
その他		1,103	—	1,103	1,102
個人		3,675	3,675	4,715	4,715
固定資産等		4,900	—	4,207	—
合計		62,907	7,540	3,554	64,655
				8,177	2,949

(注) 1. 全て国内取引です。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートを含んでいます。
3. 当会は、デリバティブ取引の取扱いはありません。

○信用リスクに関するエクスポートの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

		令和元年度末		令和2年度末	
		信用リスクに関するエクスポートの残高		信用リスクに関するエクスポートの残高	
		うち貸出金等	うち債券	うち貸出金等	うち債券
1年以下		43,459	1,259	—	46,406
1年超3年以下		1,920	717	1,202	1,735
3年超5年以下		1,929	924	1,004	1,994
5年超7年以下		1,092	889	203	1,145
7年超		4,414	3,271	1,143	4,128
期限の定めなし		10,093	480	—	9,247
合計		62,907	7,540	3,554	64,655
				8,177	2,949

(注) 1. 全て国内取引です。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートを含んでいます。

○3月以上延滞エクスポートの期末残高及び業種別の内訳

(単位：百万円)

		令和元年度末	令和2年度末
法 人	農林水産業	2	8
	製造業	—	—
	建設業	—	—
	運輸・通信業	—	—
	卸売・小売業	—	—
	金融・保険業	—	—
	不動産業	—	—
	サービス業	—	—
	地方公共団体	—	—
	その他の	—	—
個人		14	12
合計		17	20

(注) 全て国内取引です。

○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		令和元年度				令和2年度						
		期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加	期中減少額			
				使用目的	その他				使用目的	その他		
一般貸倒引当金		22	22	0	22	22	22	22	0	22	22	
個別貸倒引当金		433	434	0	433	434	434	435	0	434	435	
法 人	農林水産業	430	431	0	430	431	431	432	0	431	432	
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	卸売・小売業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他の	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人		3	3	0	3	3	3	3	0	3	3	

(注) 全て国内取引です。

○貸出金償却の額

(単位：百万円)

		令和元年度末	令和2年度末
法 人	農林水産業	—	—
	製造業	—	—
	建設業	—	—
	運輸・通信業	—	—
	卸売・小売業	—	—
	金融・保険業	—	—
	不動産業	—	—
	サービス業	—	—
	地方公共団体	—	—
	その他の	—	—
個人		—	—
合計		—	—

○信用リスク削除効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

		令和元年度末			令和2年度末		
		格付有	格付無	計	格付有	格付無	計
信 用 リ ス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	0%	2,143	1,936	4,079	2,140	1,587	3,727
	10%	0	4,432	4,432	0	4,283	4,283
	20%	810	46,940	47,750	209	49,347	49,556
	35%	0	346	346	0	302	302
	50%	600	0	600	601	0	601
	75%	0	553	553	0	1,033	1,033
	100%	0	2,156	2,156	0	2,461	2,461
	150%	0	17	17	0	21	21
	200%	—	—	—	—	—	—
	250%	0	2,643	2,643	0	2,643	2,643
	1250%	—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—
自己資本控除額		—	—	—	—	—	—
合計		3,554	59,026	62,580	2,950	61,677	64,627

## ○信用リスク削減手法に関する事項

### 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクspoージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクspoージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

また、貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクspoージャー額としています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクspoージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

○信用リスク削減手法が適用されたエクスポートの額

(単位：百万円)

区分	令和元年度		令和2年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機関及び 我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等・個人向け	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	136	—	115
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞債権	—	13	—	12
漁業信用基金協会等保証	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	—	149	—	127

○派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払を行う取引です。

当会では、派生商品取引および長期決済期間取引を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

○証券化工エクスポートに関する事項

「証券化工エクスポート」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポートのことです。

当会では証券化商品を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

○リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに関する事項

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
ルックスルー方式を適用するエクスポート	—	—
マンデート方式を適用するエクスポート	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポート	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポート	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポート	—	—

## ○出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### 出資その他これに類するエクspoージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要

「出資その他これに類するエクspoージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当連合会においては、これらを①その他有価証券、②系統および系統外出資に区分して管理しています。

その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等又は株式等の評価等については、①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。②系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

## ○出資その他これに類するエクspoージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和元年度末		令和2年度末	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	2,793	—	2,796	—
合計	2,793	—	2,796	—

## ○出資その他これに類するエクspoージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する売却益・売却損・償却額はありません。

## ○貸借対照表で認識された損益計算書で認識されない評価損益の額

(その他有価証券の評価損益等)

(単位：百万円)

	令和元年度末		令和2年度末	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	—	—	—	—
非上場	27	—	20	—
合計	27	—	20	—

## ○貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関係会社株式の評価損益等)

該当する評価益・評価損はありません。

## ○金利リスクに関する事項

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当連合会における、リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当連合会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一緒に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当連合会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

月末を基準日として、四半期ごとにIRRBBを計測しています。

当連合会では、市場金利が上下1.00%変動した場合の金利リスク量を算出しています。

なお、当座性貯金については、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって隨時払い出される貯金としてコア貯金と定義し、残高の50%相当額を満期5年までの期間に均等配賦（平均残存2.5年）して金利リスクを算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.5年となっております。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

本会は円通貨しか取り扱っておりません。

- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不变としています。

- ・内部モデルの使用等、△EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明内部モデルは使用しておりません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

## ◇△EVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、水協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEと大きく異なる点

特段ありません。

金利リスクに関する事項

IRRBB 1：金利リスク

(単位：百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	0	0	15	17
2	下方パラレルシフト	0	5	9	10
3	スティープ化	37	63		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	37	63		
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		2,650		2,642	

## 経営諸指標

(単位：百万円、%)

区分	令和元年度末	令和2年度末
貯 貸 率 (期末)	13.31	13.48
〃 (期中)	13.00	13.65
貯 預 率 (期末)	78.70	81.15
〃 (期中)	78.62	79.46
貯 証 率 (期末)	6.01	4.88
〃 (期中)	6.23	5.34
一従業員当たり貯金残高	840	894
一店舗当たり貯金残高	6,623	6,753
一従業員当たり貸出金残高	112	120
一店舗当たり貸出金残高	881	910
総資産経常利益率	0.076	0.072
資本経常利益率	1.84	1.75
総資産当期純利益率	0.07	0.07
資本当期純利益率	1.70	1.80

(注1) 総資産経常(当期)利益率=経常(当期)利益/総資産平均残高(偶発債務見返除く)×100

(注2) 資本経常(当期)利益率=経常(当期)利益/資本勘定平均残高×100

## リスク管理情報等

### ★ リスク管理債権残高及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

リスク管理債権総額	令和元年度末	令和2年度末	増 減
(A) =①+②+③+④	912	874	△38
破綻先債権額 ①	0	0	0
延滞債権額 ②	912	845	△67
3ヶ月以上延滞債権額 ③	0	0	0
貸出条件緩和債権額 ④	0	29	29
保全額合計 (D) = (B) + (C)	865	813	△52
担保・保証付債権額 (B)	431	378	△53
貸倒引当金残高 (C)	434	435	1
保全率 (D) / (A)	94.85%	93.02%	△1.83%

(注1) 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。

(注2) 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいいます。

(注3) 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金（注1、注2に掲げるものを除く。）をいいます。

(注4) 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1、注2、注3に掲げるものを除く。）をいいます。

(注5) 「担保・保証付債権額 (B)」は、「リスク管理債権総額 (A)」のうち自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会及び公的保証機関等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。

(注6) 「貸倒引当金残高 (C)」は、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

## 金融再生法開示債権残高及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

	令和元年度末	令和2年度末	増 減
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	144	144	0
危険債権	768	701	△67
要管理債権	0	29	29
不良債権額合計 (A)	912	874	△38
正常債権	6,086	6,299	213
保全額合計 (D) = (B) + (C)	815	812	△3
担保・保証付債権額 (B)	381	377	△4
貸倒引当金残高 (C)	434	435	1
保全率 (D) / (A)	89.36%	92.91%	3.55%

(注1) 「破産更正債権及びこれに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

(注2) 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

(注3) 「要管理債権」とは、基本的には、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権をいいます。

(注4) 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更正債権及びこれに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外のものに区分される債権をいいます。

(注5) 「担保・保証付債権額 (B)」は、「金融再生法開示債権総額 (A)」のうち、自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会及び公的保証機関等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。

(注6) 「貸倒引当金残高 (C)」は、「正常債権」に対する貸倒引当金は含まれておりません。

## 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	令和元年度					令和2年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	22	22	0	22	22	22	22	0	22	22
個別貸倒引当金	433	434	0	433	434	434	435	0	434	435
合 計	455	456	0	455	456	456	458	0	456	458

## 貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
貸 出 金 償 却 額	0	0

## 役員等の報酬体系

### ○役 員

#### ◇対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事及び監事をいいます。

#### ◇役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、常勤役員の基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給と非常勤役員の基本報酬は12月中に指定口座への振り込みの方法による現金支給です。

退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	24	8

(注1) 対象役員は、理事10名、監事3名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

#### ◇対象役員の報酬等の決定等

##### ① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定しています。

##### ② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

## ○職員等

### ◇対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はおりませんでした。

- (注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。
- (注2) 「同等額」は、令和元年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。
- (注3) 令和元度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

## ○その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

## 当連合会の組織

### 会員数

資 格 別	令和元年度末	令和 2 年度末	増 減
正 会 員	56	53	△3
准 会 員	3	3	0
合 計	59	56	△3

### 役 員

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

	氏 名
代表理事 会長	西 山 里 一
副 会 長 理 事	須 藤 十一郎
専 務 理 事	関 義 文
理 事	宮 野 昭 一
理 事	濱 田 正 隆
理 事	山 縣 勝 彦
理 事	小 枝 裕 幸
理 事	澤 田 繁 悅
代 表 監 事	成 田 直 人
監 事	荒 谷 正 壽
常 勤 監 事	田 中 和 芳

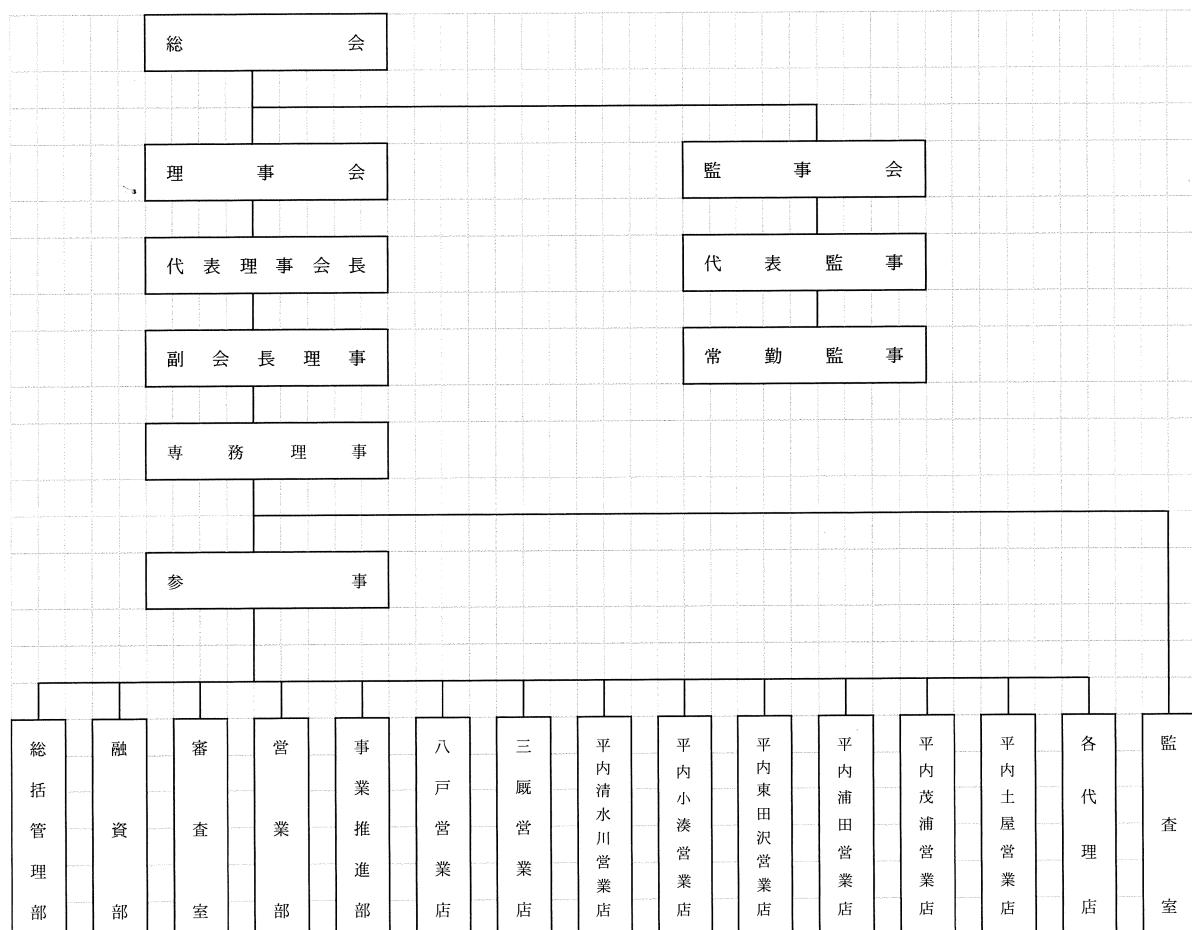
## 職 員

(単位：人)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
参 事	0	0	1	1	1
男 子 職 員	19 (うち出向 1、 うち受入出向 4)	45 (うち出向 2、 うち受入出向 28)	43 (うち出向 0、 うち受入出向 27)	44 (うち派遣 1、 うち受入出向 28)	42 (うち派遣 2、 うち受入出向 28)
女 子 職 員	19 (うち出向 0、 うち受入出向 2)	25 (うち出向 0、 うち受入出向 9)	26 (うち出向 0、 うち受入出向 10)	26 (うち派遣 0、 うち受入出向 10)	24 (うち派遣 0、 うち受入出向 9)
嘱託・常よう人	0	0	0	0	1
合 計	38 (うち出向 1、 うち受入出向 6)	70 (うち出向 2、 うち受入出向 37)	70 (うち出向 0、 うち受入出向 37)	71 (うち出向 1、 うち受入出向 38)	68 (うち派遣 2、 うち受入出向 37)

## 組 織 機 構 図

(令和 3 年 3 月 31 日)



## 店舗一覧

(令和3年3月31日)

店舗名	所在地	電話番号
本 店	青森県青森市安方一丁目1番32号	017-722-1471
(外ヶ浜出張所)	青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師宮本147番地	0174-22-3271
八戸営業店	青森県八戸市大字白銀町字三島下95番地	0178-33-2271
三厩営業店	青森県東津軽郡外ヶ浜町字三厩本町9番地	0174-37-2007
平内土屋営業店	青森県東津軽郡平内町大字土屋字淀川地先	017-752-2233
平内茂浦営業店	青森県東津軽郡平内町大字茂浦字茂浦61番地	017-755-4649
平内浦田営業店	青森県東津軽郡平内町大字茂浦字浦田地先	017-759-2719
平内東田沢営業店	青森県東津軽郡平内町大字東田沢字田沢111番地	017-759-2001
平内小湊営業店	青森県東津軽郡平内町大字浅所91番地5	017-755-4650
平内清水川営業店	青森県東津軽郡平内町大字清水川字和山90番地3	017-756-2050
新深浦代理店	青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形406番地1	0173-76-2222
小泊代理店	青森県北津軽郡中泊町大字小泊字大山長根128番地	0173-64-3878
横浜代理店	青森県上北郡横浜町字下川原123番地	0175-78-2006
小川原湖代理店	青森県上北郡東北町旭北四丁目31番地662	0176-56-2104
むつ代理店	青森県むつ市大湊新町10番6号	0175-24-1261
大間代理店	青森県下北郡大間町大字大間字下手道59番地3	0175-37-3117
白糠代理店	青森県下北郡東通村大字白糠字向流109番地	0175-46-2211
(老部営業店)	青森県下北郡東通村大字白糠字前田9番地10	0175-46-2005
三沢代理店	青森県三沢市三川目四丁目145番地552号	0176-54-2202

## 自動機器の設置状況

設置場所名	所在地	店舗内外の別
新深浦町漁協 岩崎支所事務所内	青森県西津軽郡深浦町大字岩崎字玉坂370番地1	外
深浦漁協事務所内	青森県西津軽郡深浦町大字深浦字浜町364番地2	外
新深浦町漁協事務所内	青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形406番地1	内
鰯ヶ沢町漁協事務所内	青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字本町200番地	外
十三漁協事務所内	青森県五所川原市十三羽黒崎133番地	外
下前漁協事務所内	青森県北津軽郡中泊町大字小泊字下前207番地1	外
三厩漁協事務所内	青森県東津軽郡外ヶ浜町字三厩本町9番地	内
竜飛今別漁協 東部支所事務所内	青森県東津軽郡今別町大字砂ヶ森字砂村元91番地	外
外ヶ浜漁協 旧石崎支所事務所内	青森県東津軽郡外ヶ浜町字平館弥藏釜180番地1先	外
外ヶ浜漁協 旧野田支所事務所内	青森県東津軽郡外ヶ浜町字平館野田山下145番地	外

外ヶ浜漁協 旧塩越支所事務所内	青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜180番地3先	外
蓬田村漁協事務所内	青森県東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田217番地	外
後瀬漁協事務所内	青森県青森市大字六枚橋字磯打22番地	外
青森市漁協 奥内支所事務所内	青森県青森市大字奥内字川合地先	外
青森県水産ビル内	青森県青森市安方一丁目1番32号	内
青森市漁協 久栗坂支所事務所内	青森県青森市大字久栗坂字浜田855番地3	外
野辺地町漁協事務所内	青森県上北郡野辺地町字野辺地568番地	外
横浜町漁協事務所内	青森県上北郡横浜町字下川原123番地	内
川内町漁協事務所内	青森県むつ市川内町川内無番地	外
脇野沢村漁協事務所内	青森県むつ市脇野沢本村無番地	外
佐井村漁協事務所内	青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森144番地1	外
奥戸漁協事務所内	青森県下北郡大間町大字奥戸字奥戸村173番地先	外
大間漁協事務所内	青森県下北郡大間町大字大間字下手道59番地3	内
風間浦漁協 易国間支所事務所内	青森県下北郡風間浦村大字易国間字新町46番地	外
風間浦漁協事務所内	青森県下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂127番地	外
大畠町漁協事務所内(注1)	青森県むつ市大畠町湊村191番地	外
石持漁協事務所内	青森県下北郡東通村大字蒲野沢字石持50番地1	外
野牛漁協事務所内	青森県下北郡東通村大字野牛字釜ノ平251番地	外
尻屋漁協事務所内	青森県下北郡東通村大字尻屋字山根61番地2	外
尻労漁協事務所内	青森県下北郡東通村大字尻労字安部36番地1	外
小田野沢漁協事務所内	青森県下北郡東通村大字小田野沢字浜通78番地23	外
白糖漁協事務所内	青森県下北郡東通村大字白糖字向流109番地	内
泊漁協事務所内	青森県上北郡六ヶ所村大字泊字焼山992番地先	外
八戸水産会館内	青森県八戸市大字白銀町字三島下95番地	内
階上漁協事務所内	青森県三戸郡階上町大字道仏字榎山5番地61	外

(注1) 非現金取引型 ATM

## 協同会社

該当なし

## 特定信用事業代理業の状況

該当なし

## 沿革・歩み

- 昭和 23. 12 水産業協同組合法公布  
25. 8 本連合会創立総会  
25. 8 農林大臣、大蔵大臣より設立認可  
9 設立登記完了  
9 事業開始、発足  
9 本店事務所を青森市安方町 84 青森県漁業協同組合連合会に置く  
9 農林中央金庫に加入  
27. 8 本店事務所新築落成  
8 青森市大字新浜町 3 番地に事務所を移転  
11 全国漁業協同組合連合会に加入  
35. 7 八戸市小中野に八戸支店開設（八戸市柔魚釣漁協に事務所を置く）  
38. 1 八戸支店事務所新築落成  
1 八戸市大字湊町字大沢 28 番 282 号に事務所を移転  
42. 11 青森県水産会館新築落成  
11 青森市安方二丁目 11 番 20 号に本店事務所を移転  
51. 7 八戸支店事務所新築落成  
7 八戸市大字湊町字大沢 36 番 2 号に事務所を移転  
60. 10 八戸水産会館新築落成  
10 八戸市大字白銀町字三島下 95 番地に八戸支店事務所移転  
62. 6 (株)全国漁協オンラインセンターに加入  
平成 5. 10 青森県水産ビル新築落成  
10 青森市安方一丁目 1 番 32 号に本店事務所移転  
7. 1 平館村漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会平館支店開設  
8. 1 蟹田町漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会蟹田支店開設  
8. 1 蓬田村漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会よもぎ代理店開設  
8. 6 今別町東部漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会今別東部代理店開設  
8. 8 野牛漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会野牛代理店開設  
8. 10 川内町漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会川内代理店開設  
8. 12 尻勞漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会尻勞代理店開設  
9. 6 石持漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会石持代理店開設  
9. 12 風合瀬漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会風合瀬代理店開設  
10. 3 尻屋漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会尻屋代理店開設  
10. 6 下風呂漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会下風呂代理店開設

- 平成 10. 6 易国間漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会易国間代理店開設
10. 7 脇野沢村漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会脇野沢代理店開設
10. 9 野辺地町漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会野辺地代理店開設
10. 9 横浜町漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会横浜代理店開設
10. 10 深浦漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会深浦代理店開設
10. 10 鮎ヶ沢漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会鮎ヶ沢代理店開設
10. 11 むつ市漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会むつ代理店開設
10. 11 大畠町漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会大畠代理店開設
10. 12 十三漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会十三代理店開設
10. 12 岩崎村漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会岩崎代理店開設
10. 12 舳作漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会舳作取次店開設
11. 1 小田野沢漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会小田野沢代理店開設
11. 1 岩屋漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会岩屋取次店開設
11. 2 後潟漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会後潟代理店開設
11. 6 青森市漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会青森代理店開設
11. 8 本会機構改革実施（3課3支店を3部1室3支店体制）
12. 9 本会創立50周年記念式典を実施
13. 9 六ヶ所村海水漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会六ヶ所海水代理店開設
14. 7 監査室・経営改善室を設置し、組織強化対策室を組織強化部に改めた
14. 11 小川原湖漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会小川原湖代理店開設
15. 12 階上漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会階上代理店開設
16. 5 佐井村漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会佐井代理店開設
16. 9 白糠漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会白糠代理店開設
16. 10 今別町西部漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会今別西部代理店開設
16. 11 奥戸漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会奥戸代理店開設
16. 12 三沢市漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会三沢代理店開設
17. 1 下前漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会下前代理店開設
17. 1 小泊漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会小泊代理店開設
17. 10 三厩村漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会三厩代理店開設
17. 11 竜飛漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会竜飛代理店開設
17. 11 大戸瀬漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会大戸瀬代理店開設

- 平成 17. 12 泊漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会泊代理店開設
18. 3 大間漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、本連合会大間代理店開設
19. 1 蟹田支店を「外ヶ浜支店」、平館支店を「外ヶ浜支店平館営業店」として1支店体制に変更
19. 10 大戸瀬代理店の「鷺木取次店」の代理店業務取扱い廃止
19. 12 青森代理店の「原別取次店」、「野内取次店」の代理店業務取扱い廃止
20. 1 大戸瀬代理店を「新深浦代理店」、岩崎代理店を「岩崎営業店」と名称変更、  
船作取次店を廃止
20. 1 今別西部代理店を「竜飛今別代理店」、竜飛代理店を「竜飛営業店」、今別  
東部代理店を「今別東部営業店」と名称変更
21. 9 青森代理店の「油川取次店」の代理店業務取扱い廃止
22. 12 新深浦代理店の「沢辺営業店」の代理店業務取扱い廃止
23. 3 新深浦代理店の「田野沢営業店」の代理店業務取扱い廃止
24. 9 六ヶ所海水代理店の代理店業務取扱い廃止
25. 11 本会機構改革実施（4部1室1支店を3部1室1支店体制）
25. 12 竜飛今別代理店の「竜飛営業店」の代理店業務取扱い廃止
27. 3 風合瀬代理店の代理店業務取扱い廃止
27. 10 本会機構改革実施（3部1室1支店を3部2室1支店体制）
28. 3 外ヶ浜支店平館営業店を廃止し、外ヶ浜支店へ統合
29. 1 新深浦代理店の「岩崎営業店」の代理店業務取扱い廃止
29. 4 外ヶ浜支店の為替業務取扱い廃止により、外ヶ浜支店を「外ヶ浜営業店」  
に変更
29. 5 三厩代理店の代理店業務取扱いを廃止し、本連合会三厩営業店開設
29. 5 十三代理店の代理店業務取扱い廃止
29. 5 後潟代理店の代理店業務取扱い廃止
29. 6 下前代理店の代理店業務取扱い廃止
29. 12 川内代理店の代理店業務取扱い廃止
30. 1 平内町漁業協同組合の信用事業を譲受け統合し、平内土屋・平内茂浦・平  
内浦田・平内東田沢・平内小湊・平内清水川の計6営業店開設
30. 1 よもぎ代理店の代理店業務取扱い廃止
30. 3 深浦代理店の代理店業務取扱い廃止
30. 3 鯵ヶ沢代理店の代理店業務取扱い廃止
30. 3 竜飛今別代理店の代理店業務取扱い廃止
30. 3 竜飛今別代理店の「今別東部営業店」の代理店業務取扱い廃止
30. 3 青森代理店の代理店業務取扱い廃止
30. 3 青森代理店の「奥内営業店」の代理店業務取扱い廃止
30. 3 青森代理店の「久栗坂営業店」の代理店業務取扱い廃止
30. 3 奥戸代理店の代理店業務取扱い廃止
30. 3 易国間代理店の代理店業務取扱い廃止
30. 3 下風呂代理店の代理店業務取扱い廃止

平成 30. 3 石持代理店の代理店業務取扱い廃止  
30. 3 野牛代理店の代理店業務取扱い廃止  
30. 3 尻屋代理店の代理店業務取扱い廃止  
30. 3 尻労代理店の代理店業務取扱い廃止  
30. 3 小田野沢代理店の代理店業務取扱い廃止  
30. 4 外ヶ浜営業店を外ヶ浜出張所に変更  
30. 7 脇野沢代理店の代理店業務取扱い廃止  
30. 12 佐井代理店の代理店業務取扱い廃止  
31. 3 階上代理店の代理店業務取扱い廃止  
令和 2. 3 泊代理店の代理店業務取扱い廃止  
2. 9 野辺地代理店の代理店業務取扱い廃止  
3. 3 大畠代理店の代理店業務取扱い廃止  
3. 3 東日本信用漁業協同組合連合会への合併に伴い、青森県信用漁業協同組合  
連合会の信用事業業務を廃止

## 手数料一覧表

### 内国為替の取扱手数料

区分				同一店内あて 金融機関あて	系統外 金融機関あて
種別	種目				
【窓口】 振込手数料 1件につき	3万円未満	会員	無料	220 円	330 円
		会員外	無料	330 円	660 円
	3万円以上	会員	振替	無料	440 円
			現金	220 円	440 円
		会員外	振替	無料	550 円
			現金	220 円	550 円
	3万円未満	振替	無料	110 円	440 円
	3万円以上	振替	無料	330 円	660 円
代金取立 手数料 1件につき	普通扱い			660 円	660 円
	至急扱い			880 円	880 円

(脚注) 上記手数料には消費税(10%)が含まれております。

### その他の諸手数料

再発行手数料 (1枚(冊)につき)	キャッシング カード	会員	無料
		会員外	1,100 円
	通帳・証書	会員	無料
		会員外	550 円
残高証明発行手数料 (1枚につき)	定期発行分	会員	無料
		会員外	440 円
	随時発行分	会員	無料
		会員外	440 円

(脚注) 上記手数料には消費税(10%)が含まれております。

### 両替手数料

両替枚数	1~100 枚	101~500 枚	501~1,000 枚	1,001 枚以上
両替手数料	会員	無料	無料	無料
	会員外	無料	330 円	550 円 1,000 枚毎に 330 円追加

(脚注) 上記手数料には消費税(10%)が含まれております。